

⑩農業集落排水（下水道）工事に伴う交通規制のお知らせ

農業集落排水（下水道）工事に伴い、交通規制を行います。付近にお住まいの方、通行される方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

<友部地区>

①平成22年度友部北部Ⅰ期地区第10工区管路施設工事（小原地内）

予定工期 4月～9月

場所 筒埜区地内の市道ほか

規制内容 全面通行止（夜間開放）

②平成22年度友部北部Ⅰ期地区処理施設基礎工事（小原地内）

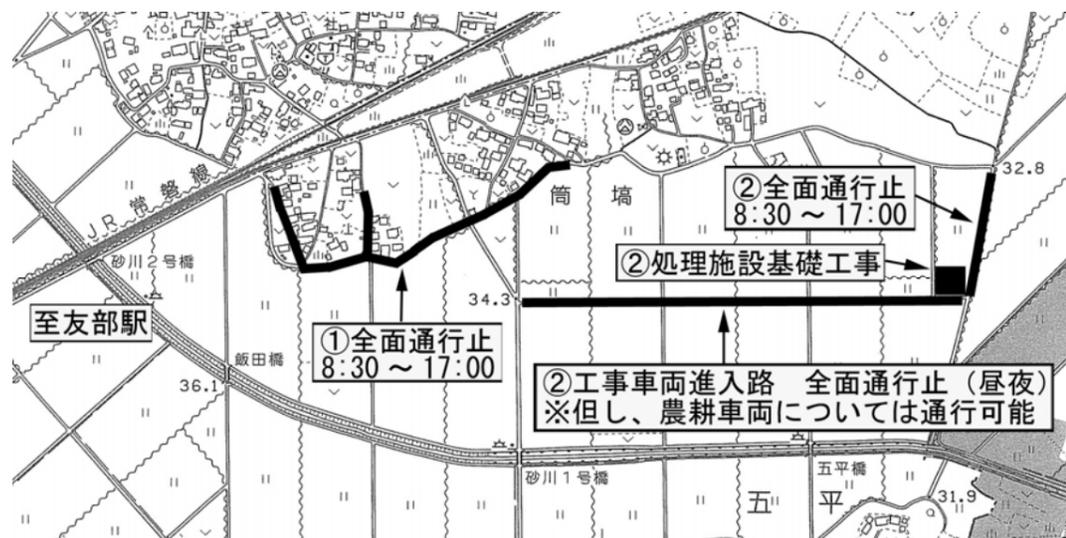
予定工期 4月～7月

場所 筒埜区地内の市道ほか

規制内容 全面通行止（一部夜間開放）

※工事期間は、変更することがあります。

問 下水道課（内線 71111）



⑪社会福祉協議会笠間支所の業務場所を一時的に変更します

笠間市社会福祉協議会笠間支所については、今回の大震災により建物が損壊し使用不能となったため、当面、以下の場所で業務を行います。（当分の間、見合わせる事業もあります。）

ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

問 社会福祉協議会の業務

笠間公民館 TEL 0296-73-0084

介護保険業務

友部保健センター TEL 0296-70-5548
TEL 0296-70-5572

⑫東日本大震災チャリティー朗読会～民話と詩歌でひとときのやすらぎを～を開催

一人ひとりには微力でも、心と力を合わせれば、何かができると信じて、今回、私たちができる「朗読会」を開き、集まってくださる方々のお力をいただき、子どもたちにくばくかの援助ができればと企画しました。

皆さんからいただくお心ぎしは、セーブ・ザ・チルドレンに寄付します。

日時 4月29日（金・祝）午後2時～3時30分
会場 パークスガーデンプレイス ビサリア
チケット 1,000円（含コーヒー代）

※会場はパークスガーデンプレイスのご厚意により、提供を受けました。

問 まゆみ朗読会 会長 市原裕子
TEL 0296-77-1600

④ページ 健康・医療・介護・育児など24時間年中無休無料で相談が受けられます。
かさま健康ダイアル24

⑧住宅用太陽光発電システムおよび住宅用二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）設置費の一部を補助します

平成23年度の太陽光発電システムおよび二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）の設置費補助希望（抽選参加）申込みの受付を開始しました。

申込みできる方（次のいずれにも該当する方）

- (1) 市内に住所を有する方または市内に住所を定めようとする方のうち、補助金交付時まで笠間市内に住所を定めることができる方。
- (2) 自ら居住する住宅（店舗等の併用住宅を含む）に補助対象設備を設置する方および自ら居住するために市内に補助対象設備付き住宅を購入する方。
- (3) 補助申請に係るすべての手続きを平成24年3月20日までに完了することができる方。
- (4) 市税を滞納していない方。

注意点

- (1) 補助金交付者は抽選により決定します。抽選日（公開）は6月8日（水）午前9時から友部公民館大会議室で行います。ただし、抽選申込者が定員に満たない場合は、申込者全員が補助対象となります。
- (2) 市からの補助金交付決定通知前に補助対象機器の設置工事を開始した場合には、補助金の交付は受けられません。（補助金交付決定は、抽選当選者が設置費補助金申請後、2週間程度かかります。）

申込期限 5月31日（火）

申込窓口 環境保全課、笠間支所生活課（地域課）、岩間支所生活課（地域課）

申請書類 設置費補助希望（抽選参加）申込書

※申請書類は、笠間市ホームページからダウンロードできます。また、各窓口でも配布しています。（笠間市ホームページ：<http://www.city.kasama.lg.jp/>）

【補助内容】

	太陽光発電システム	二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器
補助対象	電力会社と電力供給契約および余剰電力の販売契約をしているもので、太陽電池モジュールの最大出力の合計値が10kW未満の住宅用太陽光発電システムの設置	自ら居住する住宅に設置された年間給湯効率が3.1以上の機器の設置
補助金額	1kWあたり60,000円 （限度額250,000円）	一台につき60,000円

問 環境保全課（内線125）

⑨笠間市都市計画審議会を開催

概要 都市計画道路宿大沢線沿線地区の用途地域の変更、岩間駅東地区における土地区画整理事業区域および都市計画道路岩間駅東通り線・日吉町古市線沿線地区の用途地域の変更、岩間IC周辺地区（安居地区・押辺地区）の用途地域の変更および地区計画の決定について審議する。

日時 4月21日（木）午後2時～4時（予定）

場所 友部図書館 2階視聴覚室

議題 (1) 笠間都市計画 用途地域の変更（案）について
(2) 笠間都市計画 地区計画の決定（案）について

一般傍聴について 会議の当日、次の要領により一般の方の傍聴を受け付けます。

- (1) 傍聴者の定員 20名
- (2) 傍聴の受付 ①午後1時30分～1時55分まで、会場で先着順に受付を行います。
②受付終了時刻までに定員に達したときは、その時点で受付を終了します。
- (3) 傍聴者の遵守事項 会場に傍聴者の遵守事項を掲示しますので、傍聴者はこれを守り、会議の円滑な進行・運営にご協力ください。

問 都市計画課（内線587）

「申」は申込み先、「問」は問合せ先の略です。 ③ページ